THE GREATER MANCHESTER CLUB NEWS No.3

新任の挨拶

会長 戸田 豊

GMCの発足以来、マンチェスター関連の各グループの統合に奔走され、グレーター・マンチェスター・クラブを現在の姿にまで育てあげられた松本会長の後任として会長を仰せつかることになりました。前会長の様な広い人脈もなく、皆様のご期待に沿えるか不安ですが、幸い骨身を惜しまずご協力頂ける理事の方がおられますので、これらの皆様のご協力を頂き、何とか責任を全うしたいと考えております。

従来GMCは有志のボランタリーな活動に支えられてきましたが、よりクラブの活動を活発化し、併せて英国北西部との一層の交流の促進や、社会貢献的活動を進めてゆくためには、本クラブの運営をより充実していく必要があると考え、昨年11月の総会でお諮りし、活動の目的や運営方針を明確にした会則を制定するとともに、新たに会費を徴収させて頂くことにいたしました。この点咋年の総会にご出席ならなかった方々にも是非ご理解を頂きたいと考えております。

しかし、いくら立派な会則や運動方針を作っても この種の団体の活動は活発化するものではありませ ん。皆様のご協力とご支援がなくては絵に描いた餅 になってしまいます。お忙しいお仕事のなかそんな 時間はないとか、面倒くさいとか思われる方も多い でしょう。知った人が居ないとか、英語を話すのは 面倒だとかの理由で気後れなさる方もおられること でしょう。しかし、本クラブはその様な堅苦しいク ラブではありません。皆様に気軽に集まって頂き、 旧交を温め、互いに知り合い、思い出を辿り、楽し く語らい、人の輪を広げて頂く場としてゆきたい、 その上でその延長として英国との交流の促進や社会 貢献も行っていきたいと考えております。

クラブを盛りたててゆくのは役員ではなく、皆様です。どうか、これを機にクラブの趣旨にご赞同頂き、積極的にご参加頂きますようお願いいたします。 役員一同もポランテイアではありますが精一杯努力するつもりです。

1999年がレーターマンチェスタークラブ 総会

1999年のゲレーターマンチェスタークラブ (以下GMC) の総会は、昨年の11月20日(土)に、国際文化会館で39名の出席を得て開催されました。総会での議事次第と審議/決定事項は下記の通りです。

第1部 総 会(11時~11時40分)

総合司会の川上 桂氏 (日本エリクソン) が、総会の 成立について出席者の同意を得た上で開会を宣言し、 以下の式次第の進行役を務めた。

(1)松本会長 (国際文化会館専務理事) 挨拶

これまでの活動を振り返り、今後の活動運営を一層充実させるための新たな体制について説明され、 永年にわたる会員諸氏のサポートに感謝された。

(2)会則案について

村田 稔氏 (新日本製鎌) が、今後のGMC運営の 規範となる会則案の説明を行い承認された。 (会則 は p4参照)

(3)役員について、

引き続き、村田氏からGMC役員候補の幹事案の 説明が行われ、出席の会員から以下の提案があり、 名誉会員及び理事の追加が承認された。(役員リストは別紙参照)

·名誉会員: 岩倉 具忠氏(京都大学名誉教授)

・理 事 : 柴原 美奈(法務省)

村田 聡子 (日本エリクソン)

(4)会費の徴収について

松村 智洋氏 (第一勧業銀行) から、年会費及び徴収方法について説明があり以下を決定し承認された。

- ・年会費 正会員 2,500円 赞助会員50,000円
- ・納入方法は、郵便局(振替口座開設)の振込用 紙にて会費を納入する。但し、複数年分の一括納 今後のGMC運営の舵取りについての抱負と会員氏 への協力を要請された。

(6) 久保副会長 (東芝テック相談役) 挨拶

戸田新会長をサポートし、GMCの新たな体制の一 員として、本クラブの運営充実化に貢献したいのご挨 拶があった。

第2部 配念講演 (11時45分~12時15分)

総会終了後、川上氏の講演者紹介の後、東京大学の 井尻 憲一先生が、『スペースシャトルでの向井さんの メダカの実験について』と題して、記念講演が行われ た。

井尻先生は、1994年7月に向井千秋さんとともに15日間、メダカ4匹が宇宙に滞在した時の実験の様子を、臨場感濫れるビデオシーンでユーモアたっぷりに解説されました。特に、雌雄による産卵行動は適度な刺激もあって、出席者は先生の講演を満喫し、この後の懇親会の話題でも大いに盛り上がりました。また、講演で使われたビデオと解説書は希望者に配布されました。なお、井尻先生には今回を傍にGMCにご入会いただきました。

第3部 懇親会(12時30分~15時)

開会の挨拶を戸田新会長が、乾杯の音頭を福田 秀樹 氏(神戸大学)が行い開宴した。

記念講演をされた井尻憲一先生も参加され、和やかな雰囲気の中で会員同士との最近の情報交換など懇親を深めることができた。また、日頃GMCの活動をサポートいただいている広島の佐竹 覚氏代理の松井氏や、大阪の森 正治氏ご夫妻にも参加いただき、今後のGMC活動に対する心強い励ましがありました。

締めくくりに、国際文化会館の庭で出席者の記念撮 影を行い、再会を約して散会となった。

[文責:村田稔理事]

編集後記

マンチェスタークラブもようやく会則もでき、新生クラブとして形も整ってきました。生かすも殺すも会員すべての関心次第です。 しかし1994年の発足以来、多くのボランタリーの活動でここまで到達したのですから何とか発展させたいものです。

クラブのメンバーを募り、会費を徴収することが 当面の活動ですが、各理事で分担して進めています。 また Job MSUYA さんがホームページの開設に向け て奮闘しています。

前会長の松本さん、本当にご苦労さまでした(松本さんのプロフイールが2000年1月9日付けのThe Japan Times に大きく掲載されました。その中でマンチェスタークラブ創立への努力が述べられています。)

新会長のもと、少なくとも会が軌道に乗るまで、 理事全員で気を引き締めてとりかかろうと思います。

[文責:平沢洋治理事]



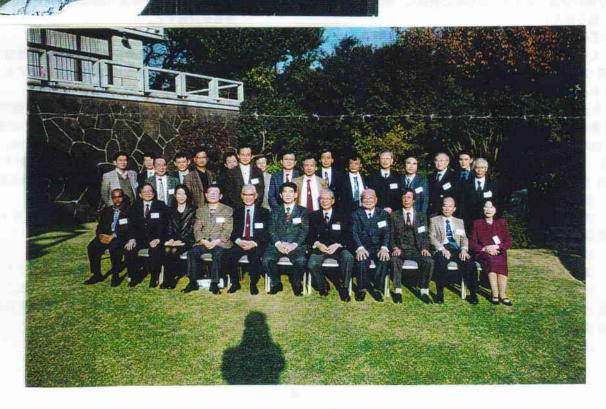




左上:講演する井尻先生 右上:新会長 戸田豊氏

左中:懇親会のスナップ

下:記念撮影



グレーターマンチェスタークラブ会則

前文

本クラブは、英国マンチェスター市及びその近隣地域滞在経験者により発起され広く会員を募り、日本と英国北西部の交流を促進するために奉仕を原則として活動することを目指すクラブである。本会則は善意に基づいて解釈されるものとする.

第1条 名称

本クラブの名称は「グレーターマンチェスタークラブ (The Greater Manchester Club of Japan) と称する。

第2条 目的

日本国と英国北西部の人々との間の相互理解と親善を 促進し、併せて会員間の親睦を深めることを目的とす る。

第3条 活動

第2条の目的を達成するため下記の活動を行う。

- (a) 日本と英国北西部の大学、企業、その他の関係 組織間の緊密化を促進する活動
- (b) 日本と英国北西部相互の就学生及び訪問者の支援
- (c) 英国内の日本研究に関わる組織の支援
- (d) クラブ総会・懇親会の開催
- (e) その他、本クラブの目的に叶うと理事会が認めた 活動

第4条 会員

- 1項 会員の種類
- (a) 正会員:本クラブの目的に費同し正会員会費を支払う個人
- (b) 賛助会員:本クラブの目的に賛同し、賛助会費支 払う法人
- (c) 名誉会員:本クラブ理事会が名誉会員の称号を与えることを承認した個人

2項 会員の除籍

本ケラブの名誉を著しく損なう社会的行動を取った会員、及び本クラブからの督促にも関わらず会費を支払わない会員は,理事会が認めた特別な理由がある場合を除いて、その会員資格を失効する。

第5条 役員

- 1項 役員の種類:本クラブの役員は会長(1名)、 副会長(1~2名)、理事(会長および副会長 を含む)、及び監事(1名)とする。
- 2項 選出方法:本クラブの役員は、委任状を含む総 会参加者の2分の1以上の賛成で最大20名まで 選出することが出来る。会長、副会長は理事会 において理事の互選で決定する。
- 3項 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4項 会長は本クラブを代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。理事は理事会を構成し、

会務の執行を決定する。監事は会務及び財務を 監査する。

- 5項 理事及び監事候補者の推薦:正会員は自ら立候 補することができる。また候補者を推薦するこ とができる。
- 6項 任期:原則2年とする。但し再任を妨げない。
- 7項 役員の資格:役員は本クラブの正会員でなければならない。

第6条 理事会

- 1項 構成:理事会は会長、副会長、理事で構成される。
- 2項 理事会は、構成員の2分の1以上の出席(委任 状を含む)をもって成立する。
- 3項 業務:理事会は本クラブ予算を決定し,本会則 第3条記載の本クラブの活動を推進するために 必要な業務を行う。この業務には名簿の作成・ 維持、会員証の発行、会計報告、及び総会・懇 親会の開催準備が含まれる。

第7条 総 会

- 1項 構成:総会は正会員および賛助会員で構成され される本クラブの最高議決機関である。
- 2項 総会は、本クラブの会員総数の2分の1以上の 出席(委任状を含む)をもって成立する。
- 3項 審議事項:総会では、本クラブの活動方針、予算・決算の承認、役員の選任、会則の変更、その他本クラブの運営に関する重要事項を審議し、 出席者の過半数をもって決定する。
- 4項 開催頻度:総会は原則として1年に1回開催されるものとする。
- 5項 開催方法:総会の開催方法は理事会が決定し、 会長が召集する。

第8条 会費

正会員、及び賛助会員の会費額は理事会が提案し、総会で決定する。名誉会員の会費は無料とする。

第9条 予算とその運用

- 1.項 予算運用:本クラブ予算には会費と寄付金が充当される。予算案は理事会が決定し、その運用収支は監事が監査の上、総会で報告される。 (本クラブの目的に賛同する個人、法人及びその他の組織からの寄付金は原則としてこれを拒まないが、理事会が判断する。)
- 2項 会計年度:本クラブの会計年度は毎年4月1日 に始まり、翌年3月末日に終わる。

第10条 改正

本会則の改正は正会員であれば総会に提案することができる。本会則の改正には総会における正会 員の3分の2以上の委任状を含む賛成投票を必要 とする。